

## 第4 横浜G30プランの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、発生する環境負荷は地球上にさまざまな問題を引き起こしています。こうした中で、次世代に豊かな環境を引き継ぎ、循環型社会を形成することを目的として、平成15年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」を策定し、「平成22年度におけるごみ量を、平成13年度実績に対し30%削減」の目標を掲げ、ごみの減量・リサイクルの取組を推進してきました。

その結果、市民・事業者の皆さんの御理解と御協力によりごみ量は減り続け、平成17年度には、33.9%削減と目標の「30%削減」を5年前倒しして達成することができました。そこで、平成18年度に策定した横浜市中期計画では、環境行動都市の実現に向けた歩みをさらに一歩進めるため、「平成22年度におけるごみ量目標を35%削減」とし、さらに高い目標に挑戦しています。

### 1 市民・事業者・行政が情報を共有

#### (1) 広報啓発活動

##### ア 横浜G30プランの普及

市民・事業者にG30プランの周知を図り、ごみの減量・リサイクル行動を積極的に行うG30行動を実践してもらうため、「ヨコハマはG30」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行っています。

##### 平成20年度実績

イベント	・ザよこはまパレード（国際仮装行列）への参加 ・ごみゼロの日イベントの開催 ・もったいないフェスタ3rd.の開催 ・横浜開港祭、国際フェスタへの参加 他
印刷物	「ヨコハマはG30」リーフレット

##### イ 子どもたちを対象にした事業

##### (ア) 「ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、『ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～』ポスターコンクールを実施し、ヨコハマはG30大賞、G30へら星人ミーオ賞、G30アイデア賞、G30アピール賞、G30あざやか賞、G30賞を選出し、表彰しています。

※ 平成20年度実績

表彰総数 160点（応募総数 1,690点／応募校数 220校）

##### (イ) 小学4年生向け環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」

小学4年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」を市内の小学4年生の児童全員（国、私立含む）に配布しています。

##### ウ 啓発拠点「G30ひろば つづき」「G30ひろば 金沢」・「リサイクルひろば 港南」

「G30行動」を「横浜型環境行動」へと発展させ、積極的に環境を守り創造していくため、「G

30講座」「ごみ・環境関連の展示コーナー」「各種イベント」など子どもから大人まで、誰もが楽しみながらリサイクルや環境問題を学ぶことができる「G30ひろば」を都筑工場と金沢工場に、「リサイクルひろば 港南」を港南事務所に開設しています。

(ア) G30ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 941-7911 FAX 941-7912

ホームページ

[http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/tsuzuki\\_k/](http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/tsuzuki_k/)

(イ) G30ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)

TEL 784-9711 FAX 784-9714

ホームページ

[http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/kanazawa\\_k/](http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/kanazawa_k/)

(ウ) リサイクルひろば 港南

所在地 港南区港南台 8-4-41 (港南事務所内)

TEL 832-0135 FAX 832-5204

ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/shisetsu/konan/>

エ その他

(ア) 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。

※ 平成21年度発行予定部数：10,000部

(イ) インターネットホームページによる情報提供

環境事業に関する広報について、記者発表資料をはじめ、ごみの減量化・資源化等の廃棄物にかかわる最新情報を、リアルタイムで分かりやすく市民に提供しています。

※ 平成20年度トップページアクセス件数：約24万件ヒット

(アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/>)

また、ごみの分け方・出し方や分別方法などについて、より簡単・身近に情報提供するツールとしてモバイルサイトを開設(平成20年9月)し、携帯電話からもごみ関連の情報が確認できるよう情報発信をしています。

※ 平成20年度トップページアクセス件数：7,156件ヒット

(アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/m/>)

(ウ) 施設見学会

ごみ処理の実態やごみ減量の必要性への理解と環境事業全般について普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の全校受入れを実施しています。

※ 平成20年度小学校受入実績：342校

## (2) リサイクルプラザ事業

粗大ごみの中の再使用できる「家具類」を展示し、抽選により販売するとともに、石けんづくりなどのリサイクル活動の場を提供し、リサイクルに対する意識の啓発を図っています。平成3年4月に港南リサイクルプラザ、平成4年7月に青葉リサイクルプラザ、平成7年4月に鶴見リサイクルプラザを開設しました。

鶴見リサイクルプラザには、動く模型や映像を使い、楽しみながら知識を得られる「リサイクルたちランド」や、リサイクルに関する講座・講演会が開ける教室、研修会議室などの機能も備えています。

平成18年度から指定管理者制度を導入し、港南リサイクルプラザ及び青葉リサイクルプラザは「財団法人横浜市資源循環公社」、鶴見リサイクルプラザは「テスコ株式会社」が管理運営を行っています。

### 平成20年度利用状況

	港南リサイクルプラザ	青葉リサイクルプラザ	鶴見リサイクルプラザ	合 計
入 場 者 数	31,222 人	25,044 人	9,236 人	65,502 人
展 示 品 数	1,927 点	2,024 点	1,680 点	5,631 点
申 込 件 数	35,996 件	27,706 件	7,716 件	71,418 件
販 売 数	1,762 点	1,797 点	1,063 点	4,622 点
石けん体験室貸出数	0 件	10 件	34 件	44 件
情報板コーナー交換成立数	4 件	62 件	1 件	67 件

## (3) リサイクルコミュニティセンター事業

リサイクル活動の実践の場の提供や支援を行うとともに、リサイクルに関する情報提供を行うなど、地域における市民の自主的なリサイクル活動を推進するための拠点施設として、神奈川区にリサイクルコミュニティセンター（正式名称：横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター、愛称：エコライフかながわ）を開設しています。

「環境行動都市横浜」の実現を目指し、横浜G30行動の推進に向けた市民の実践を喚起するため、古布を使ったさき布織りや衣類のリフォーム教室などの各種リサイクル教室や講座・講演会、企画展示、フリーマーケット、資源回収などのさまざまな事業の企画・運営及び施設管理を、指定管理者「横浜資源循環公社・エコライフかながわ運営活動機構共同事業体」が行っています。

### 平成20年度事業実績

開館日数	346 日
入館者数	26,367 人
リサイクル教室	804 回
学習会・講演会	52 回
イベント	50 回

## 2 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

### (1) 「ヨコハマはG30」推進本部

ごみ量の削減に向けたG30行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・事業本部長からなる「ヨコハマはG30」推進本部を設置し、事業計画の作成や進行管理、ごみ量の削減目標の審議、市庁舎及び区庁舎並びに市の全施設で市役所ごみゼロを推進しています。

また、各区に区G30推進本部を設置し、市民・事業者・行政が協働し、一体となってG30行動を推進するための行動計画の作成や進行管理をしています。

さらに、地域では地域G30活動委員会が設置され、環境事業推進委員が中心となって、地域の分別排出の徹底等のための普及啓発活動やリサイクル推進活動等、G30行動を実践しています。

### (2) G30サポーター

G30行動の普及啓発等を行うボランティアを各区で募集し、学校等でのG30出前講座の実施、区のイベントやキャンペーン活動等でG30行動のPR活動を行っています。

### (3) G30コーディネーター

横浜市が催した養成講座等を修了し認定試験に合格しコーディネーターとして登録した市民の方々に、習得していただいた専門的な知識や技能等を活用して、G30に関する講座やイベントの講師・説明者・スタッフとして活動していただく新しいボランティア制度です。

### (4) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域での3R推進活動のリーダーとして、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成21・22年度：約4,700人）自治会・町内会と緊密に連携し、次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の普及啓発
- ・ 資源集団回収等ごみの減量・リサイクル活動の推進
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 不法投棄、放置自転車の通報
- ・ ポイ捨て防止に関する啓発・指導
- ・ 啓発資料の配布と周知
- ・ 住民からの相談と行政機関との連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

## (5) 横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマはG30」の推進に功労のあった個人・団体・事業者を表彰しています。

### 平成20年度表彰者

区 分	個人	団体	事業者	合計
G30行動推進者	9	29	—	38
G30行動推進事業者	—	—	—	—
分別優良事業所	—	—	16	16
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	—	—	15	15
清潔できれいな街づくり推進者	25	25	—	50
環境事業推進委員永年在職者	998	—	—	998
合計	1,032	54	31	1,117

### ※記念講演会

日時 平成20年12月11日  
場所 神奈川県民ホール 大ホール  
テーマ 「世界の川でエコノザウルスは考えた」  
講師 本田 亮 氏  
参加者 約 1,200名 (一般参加者を含む)

## (6) 発生抑制に向けた取組

### ア G30エコパートナー協定

容器包装類の削減を図るため、平成19年度から「G30エコパートナー協定」を、市内のスーパー・地域生協・百貨店・コンビニエンスストアを対象に開始しました。

開始後、家電専門店、飲食店等から協定締結の申し出があり、現在では、業種に偏らない多様な事業者が参加できる協定として、事業者の自主的な取組を支援しています。

#### (ア) 協定の期間

2年間(平成21年4月～平成23年3月)  
(更新については、期間満了までに協議)  
<当初は平成19～20年度の2年間>

#### (イ) 協定の内容

##### ○事業者の主な取組

- ・レジ袋などの容器包装の削減に向けた仕組みづくり
- ・過剰な容器包装の使用抑制の取組
- ・店頭回収による自主回収・リサイクルの推進
- ・環境・リサイクルを考慮した商品の積極的な販売
- ・店舗や事業所でのごみの減量化、適正な分別、リサイクルの実施

##### ○横浜市の主な取組

- ・協定事業者の取組を市のホームページ等の広報媒体を利用しPR
- ・協定事業者の積極的な取組の紹介冊子等を作成、配布

(ウ) 対象事業者

スーパー、地域生協、百貨店、コンビニエンスストア、家電専門店、飲食店、食品小売店

協定締結事業者 32社1組合 257店舗 (平成21年8月15日現在)

内訳	
スーパー	19社 (166店舗)
地域生協	1組合 (55店舗)
百貨店	5社 (6店舗)
コンビニエンスストア	1社 (5店舗)
家電専門店	1社 (4店舗)
飲食店	5社 (10店舗)
食品小売店	1社 (11店舗)

イ 事業者・市民と連携した廃棄物の発生抑制

環境に負荷をかけない循環型社会を実現するため、発生抑制に向けた事業者の取組の具体化や、市民のライフスタイル転換を進めます。

そのため、平成21年7月29日に横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会・3者検討会を設置し、市民・事業者・行政の3者による意見交換や相互理解を進め、事業者による過剰な容器包装の削減、食品ロスの減量など、レジ袋に限定しないさまざま発生抑制の取組を検討し、具体化を図るとともに、併せて、事業者の先行的取組の掘り起こしと支援を実施していきます。

横浜市チャレンジ・ザ・リデュース 市民委員会	委員長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 副委員長：横浜市西区環境事業推進委員 永井正彦 ほか10名
横浜市チャレンジ・ザ・リデュース 3者検討会	座長：筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 西尾チヅル 副座長：横浜市町内会連合会 岩崎忠雄 ほか25名

### 3 徹底的なごみの分別と資源化の推進

#### (1) 家庭系ごみ

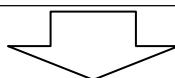
##### ア 分別収集品目拡大事業

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、「平成 22 年度における全市のごみ量を平成 13 年度に対して 30%削減する」（横浜 G 3 0 行動宣言）という目標を定めています。そこで、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、従来の缶・びん・ペットボトル等のほか、新たに「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を加えた分別収集品目拡大事業を、平成 15 年 10 月から市内約 40,000 世帯（各区約 2,200 世帯）を対象にモデル事業として実施しました。モデル事業の結果を踏まえ、平成 16 年 10 月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区において実施し、平成 17 年 4 月から上記以外の 12 区を含めた全市で実施しました。

平成 17 年 4 月から実施した全市における各品目の収集量は次のとおりとなっており、燃やすごみ（家庭ごみ）については、平成 13 年度と比較して 35.1%（平成 20 年度実績）の減量を達成しています。

##### 分別拡大前（5 分別 7 品目）

家庭ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
------	---------------------	------------	-----	----------



##### 分別拡大後（10 分別 15 品目）

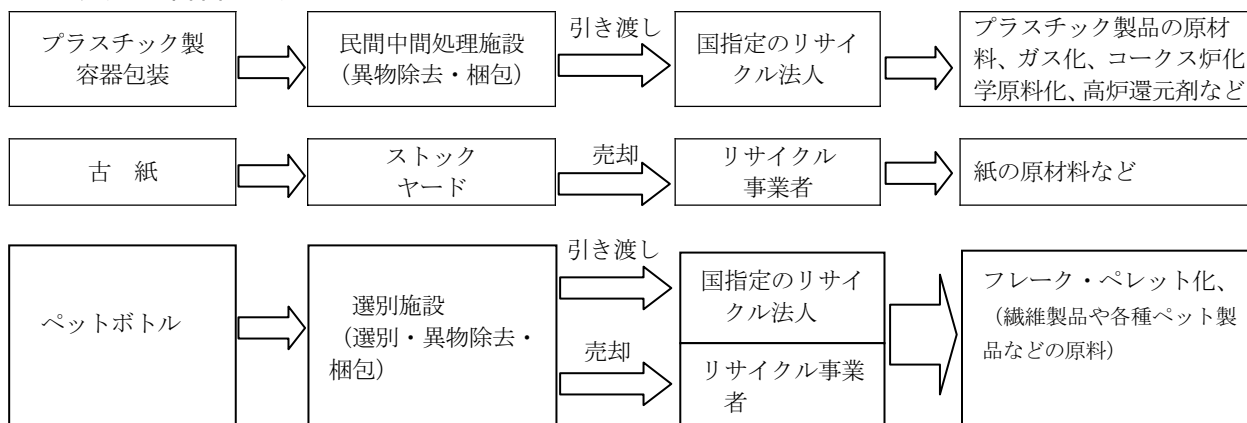
燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ ー缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙バック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-----------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

##### 分別収集品目の資源化量（平成 20 年度実績）

（単位：トン）

プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	缶	びん	ペットボトル	小さな金属類	乾電池	粗大金属
48,342	533	35,417	4,350	216	10,632	21,182	12,241	4,977	466	6,603

##### 主な分別収集品目のリサイクルフロー



※ペットボトルは平成 21 年度以降、全量を国指定のリサイクル法人に引き渡し

## 平成 20 年度と平成 13 年度の「燃やすごみの量」の比較

(単位：ト)

	燃やすごみ		
	平成 20 年度	平成 13 年度	対 13 年度比
鶴見区	44,034	71,210	-38.2%
神奈川区	35,278	60,142	-41.3%
西区	14,329	21,749	-34.1%
中区	24,911	39,694	-37.2%
南区	33,876	52,074	-34.9%
港南区	34,988	56,513	-38.1%
保土ヶ谷区	34,717	52,247	-33.6%
旭区	41,445	65,912	-37.1%
磯子区	27,222	44,765	-39.2%
金沢区	33,300	52,496	-36.6%
港北区	49,983	76,691	-34.8%
緑区	26,794	39,156	-31.6%
青葉区	47,607	67,842	-29.8%
都筑区	30,380	39,380	-22.9%
戸塚区	42,535	60,720	-29.9%
栄区	19,882	29,365	-32.3%
泉区	23,875	38,291	-37.6%
瀬谷	19,808	32,582	-39.2%
合計	584,964	900,826	-35.1%

※ 各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

### イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成 5 年 3 月から 30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成 6 年 10 月からは市内の 45%の世帯に拡大し、平成 7 年 10 月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成 11 年 2 月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成 12 年 2 月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の 4 区へ拡大、平成 13 年 2 月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成 14 年 3 月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のものとペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化しています。

また、平成 13 年度から、缶・びん・ペットボトルを排出する際の袋もペットボトルなどともに指定法人等により一部再商品化されています。



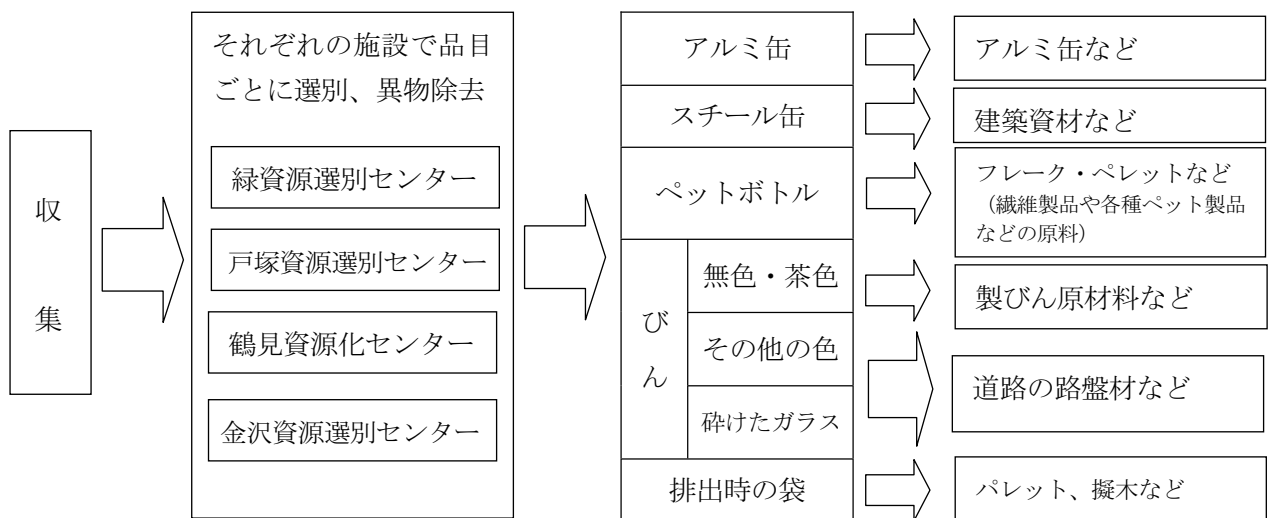
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：ト）

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
処 理 内 訳	アルミ缶	3,959	4,165	4,059	4,549	4,607	4,450	4,413
	スチール缶	8,191	7,549	7,091	6,861	7,034	6,825	6,219
	びん	21,558	19,934	19,122	18,196	19,585	18,802	21,134
	ペットボトル	3,794	6,797	7,818	9,304	10,742	11,668	12,238
	排出時の袋	1,255	1,323	1,350	1,619	1,367	1,428	1,605
	砕けたガラス	—	—	—	—	—	3,974	3,987
	合計	38,757	39,768	39,440	40,529	43,335	47,147	51,309

※ 端数処理のため、品目ごとの和と再下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー



ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集した古紙及び古布は、市内 13 か所のストックヤード（一時保管場所）に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に引き渡し再商品化しています。

また、平成 20・21 年度の 2 年間、国が公募した、市民・リサイクル事業者・行政等が協働して行

う「地域連携モデル事業」に参加し、排出されるプラスチック製容器包装の品質を向上させることで、より効率的な再商品化を図っていきます。

オ 粗大ごみ、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球の分別収集

家庭から排出された粗大ごみのうち金属類と、小さな金属類、スプレー缶、乾電池及び蛍光灯・電球を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

カ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

G30が多くの皆様に御協力をいただき大きな成果をあげている中、一方では、繰り返しお願いしても分別していただけない方もいたことから、循環型社会の形成に必要な分別ルールを守っていただくようにするとともに、手間をかけて分別している多くの方が、不公平感を抱かず今後も意欲的に分別を続けていただくようにするために、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」を改正し、分別区分、排出方法等に従ってごみを出すことを義務付けるとともに、分別を守らない者に改善を促す手続きを定め、繰り返し指導等をして分別しない場合には最終的に罰則（過料2,000円）を科す制度を平成20年5月から実施しています。

【平成20年5月から平成21年3月までの状況】

調査した 集積場所数（延べ）	指導	勧告	命令	過料
13,088 か所	3,333 件	13 件	1 件	0 件

キ 集合住宅対策

分別ルールの徹底・定着に向け、ルールが守られていない集合住宅を対象に、管理会社等に対し改善の取組を要請する集合住宅対策に取り組んでいます。

平成19年度は中区、港南区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区の6区でモデル実施し、20年度は全区に取組を拡大し推進しています。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量と資源再利用を目的として、古紙類、布類、金属類、ガラスびんの回収を、自治会・町内会、子供会、婦人会、老人会、PTA等市内約3,900団体が実施しています。

当局では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成20年は、集団回収実施団体に対して1kg当たり3円を、資源回収業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成21年度も引き続き実施団体に対しては、1kg当たり3円を、資源回収業者に対しては、品目別に市況に応じて算出した単価で回収量に応じて交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

## 実施団体数と回収量の推移

		15年	16年	17年	18年	19年	20年
回収団体（団体）		3,284	3,475	3,853	3,775	3,865	3,882
回収量（ト）		108,354	122,643	157,442	177,701	184,805	182,780
品目別回収量 （ト）	古紙類	106,366	120,382	153,583	172,853	179,327	175,640
	布類	1,089	1,512	3,080	4,065	4,615	6,196
	金属類	648	676	731	760	843	924
	ガラスびん	251	73	48	24	20	20

### ケ 資源回収ボックス事業

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶、ペットボトル、びんを回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど117か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞、雑誌、その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

### コ センターリサイクル事業

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスをを行い、「G30」をPRしています。

### サ 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみをたい肥にする容器の購入助成（助成金額 上限3,000円／基、1世帯2基まで）を行っています。平成21年度の助成基数は800基を予定しています。

#### 購入助成基数

（単位：基）

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
599	558	794	686	660	860

参考：平成4年度助成制度開始。累積20,428基

### シ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成（助成金額は購入額の2分の1とし、上限10,000円、1世帯1基まで）を行っています。平成21年度の助成基数は2,000基を予定しています。

#### 購入助成基数

（単位：基）

15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1,003	2,000	2,000	2,009	2,225	1,417

## ス 生ごみ回収・資源化調査事業

さらなるごみ減量・リサイクルと環境負荷の低減を目指し、燃やすごみの中に約4割含まれている生ごみのたい肥化やバイオマスエネルギーとしての活用について、異物の混入や臭気、処理コストなどの様々な課題への対応策を検討するとともに、具体的な回収・資源化システムの構築に向けた調査を実施します。

### 平成20年度実績

生ごみたい肥化（生ごみマイスター）事業

参加世帯：都筑区佐江戸町の162世帯

合計回収量：9.5トン

実施方法：協力世帯から専用容器にて生ごみを戸別回収し、たい肥化工場でたい肥化  
たい肥は地域の農家で活用

## セ せん定枝チップ機の貸出し

家庭から排出されるせん定枝の減量・リサイクルを推進するため、せん定枝チップ機の貸出しを実施してまいりましたが、平成20年度末をもって終了しました。

※ 平成20年度実績

チップ機貸出件数：242件      せん定枝資源化量：46.8トン

## ソ 地域還元事業

多くの市民の方にG30に御協力いただき大きな成果をあげている中、日ごろの取組に感謝し、さらなる分別の促進につながるよう、資源物の売却収入の一部を活用し、地域に対し物品の配付等を行っています。

### 平成20年度配布実績

物品配付町内会数	2,684
配付物品の品目	80種類 (からし成分入り飛散防止ネット、集積場所看板、防災簡易トイレパックなど)

## (2) 事業系ごみ

### ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践を働きかけていきます。

※ 平成20年度実績

事業者への働きかけ：4回 1,287名

### イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年1回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、平成20年度からは中小事業所への立入調査を開始しています。(918件)

また、焼却工場での搬入物検査で、問題の見受けられた事業所へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

### 大規模事業所立入調査実績

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
事業所数	2,559	2,631	2,614	2,632	2,598	2,656
調査件数	700	900	1,000	1,000	1,036	709

#### ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を恒常的に実施し、古紙やびん・缶等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行います。

### 搬入物検査実績

年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
検査台数	90,629	141,756	165,879	156,864
指導台数	4,649	3,300	2,090	933
持ち帰り台数	223	101	57	30

#### エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

平成 19 年 9 月に条例改正を行い、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務化し、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して、改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円）を科する制度を設けました。

平成 20 年 5 月 1 日よりその制度の適用が開始されました。

#### 【平成 20 年 5 月から平成 21 年 3 月までの状況】

検査台数	不適正搬入件数	排出業者に対する指導件数	勧告	公表	命令	過料	受入拒否
144,622 台	805 件	111 件	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件

#### オ せん定枝のリサイクル

泉区の神明台処分地にあるグリーンコンポスト施設でせん定枝を破碎・発酵させ土壌改良材としてリサイクルします。

### せん定枝リサイクル実績

(単位：ト)

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
搬入量	3,647	5,316	4,255	5,049	3,922
出荷量	1,642	1,322	1,170	1,130	1,305

カ 公共用コンポスト事業

小学校等に設置している生ごみ処理機で給食残さをたい肥にリサイクルすることにより、給食残さのリサイクルと環境教育への活用を図ります。

※ それ以外の学校では、平成 21 年度は資源化施設でたい肥にリサイクルしています（教育委員会所管事業）。

小学校給食残さのリサイクル実績

(リサイクル量 単位：ト)

年 度		16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
たい肥化	実施校数	66	66	64	60	60
	リサイクル量	302	298	392	392	348

※たい肥化リサイクル量の実績は推計値

公共用コンポスト（生ごみ処理機）設置施設

【小学校】 57 校 ※平成 21 年 4 月 1 日現在

区 名	学 校 名	区 名	学 校 名	区 名	学 校 名
鶴見区	駒岡小学校	旭区	左近山第一小学校	都筑区	勝田小学校
	新鶴見小学校		今宿小学校		東山田小学校
	潮田小学校		さちが丘小学校		中川西小学校
	獅子ヶ谷小学校		白根小学校	戸塚区	大正小学校
神奈川区	菅田小学校	不動丸小学校	川上小学校		
	神大寺小学校	磯子区	浜小学校	東戸塚小学校	
	三ツ沢小学校		屏風浦小学校	栄区	公田小学校
西区	戸部小学校	金沢区	金沢小学校	泉区	本郷小学校
	浅間台小学校	港北区	綱島小学校		中田小学校
中区	山元小学校		高田東小学校	飯田北小学校	
	本牧南小学校		師岡小学校	緑園東小学校	
南区	六つ川小学校	緑区	十日市場小学校	瀬谷区	岡津小学校
	井土ヶ谷小学校		いぶき野小学校		上瀬谷小学校
	日枝小学校		森の台小学校	大門小学校	
港南区	港南台第三小学校	青葉区	青葉台小学校		瀬谷第二小学校
保土ヶ谷区	桜台小学校		美しが丘小学校		下瀬谷小学校
	藤塚小学校		榎が丘小学校		南瀬谷小学校
	上菅田小学校		田奈小学校		
	坂本小学校		奈良小学校		
	常盤台小学校	都筑区	茅ヶ崎台小学校		

【福祉施設】 1 施設

泉区	松風学園
----	------

キ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制と分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。

17年度～20年度のごみ量 ※市庁舎には周辺民間ビル分は含んでいません。 (単位：ト)

	17年度			18年度			19年度			20年度		
	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率
市庁舎※	34.6	477.5	93.2%	26.1	363.9	93.3%	25.9	344.6	93.0%	24.1	312.8	92.8%
18区庁舎	288.0	904.9	75.9%	220.7	783.0	78.0%	161.3	811.2	83.4%	142.1	780.3	84.6%
合計	322.6	1382.4	81.1%	246.8	1146.9	82.3%	187.2	1155.8	86.1%	166.2	1093.1	86.8%

## 4 環境に配慮したごみ処理の推進

### (1) 焼却処理

横浜市では、平成 21 年 4 月 1 日現在、鶴見工場、保土ヶ谷工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の 5 工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、近代的な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、焼却工場から発生する蒸気は、発電に利用するとともに自家消費及び余熱利用施設への供給を行い、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

#### 工場別焼却量

(単位：トン)

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
鶴 見 工 場	308,201	273,713	249,489	273,686	266,640	258,401
港 南 工 場	187,854	162,027	74,979	—	—	—
保土ヶ谷工場	275,156	198,328	129,986	143,620	138,367	136,382
旭 工 場	143,066	126,256	131,798	130,416	125,631	125,709
金 沢 工 場	308,925	265,350	271,274	302,498	289,187	266,235
都 筑 工 場	290,713	269,332	182,764	167,549	154,691	153,726
合 計	1,513,915	1,295,006	1,040,290	1,017,769	974,516	940,453

※港南工場は、平成 18 年 11 月に廃止。

### (2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用を進めています。

金沢工場の焼却灰の一部を熔融スラグ化し、道路路盤材として有効活用するとともに、熔融飛灰の資源化を引き続き実施します。

また、PFI 手法を用いた焼却灰セメント原料化事業については、磯子区杉田五丁目の用地を事業用地として、平成 20 年 10 月に環境影響評価に係る方法書の縦覧を行うとともに、同月に「実施方針」、平成 21 年 1 月に「特定事業の選定」を公表してきました。

平成 24 年度の処理開始を目指し、引き続き、環境影響評価手続や PFI 手続を進めます。



ごみ焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

工場名	号炉	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
鶴見	1	0.012	0.0017	0.016	0.030	0.0059
	2	0.0016	0.011	0.0089	0.020	0.0036
	3	0.00017	0.0040	0.018	0.026	0.016
港南	1	0.12	0.15	—	—	—
	2	0.11	0.21	—	—	—
	3	0.19	0.23	—	—	—
保土ヶ谷	1	0.038	0.019	0.0049	0.0025	0.014
	2	0.017	0.040	0.017	0.0046	0.013
	3	0.067	0.0069	0.0048	—	0.0063
旭	1	0.0014	0.0000084	0	0.00011	0.00058
	2	0.000053	0.00014	0	0.0000018	0.0025
	3	0.0000016	0.000033	0.0000005	0.000034	0.0037
金沢	1	0.0079	0.00026	0	0.00012	0.00000051
	2	0.000052	0.00021	0.0000010	0.000044	0.00000018
	3	0.00016	0.00045	0.000051	0.000034	0
都筑	1	0.0038	0.016	0.0057	0.018	0.022
	2	0.0078	0.0048	0.093	0.086	0.042
	3	0.0083	0.046	0.034	0.094	0.024

・排出基準値 1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

### (3) 埋立処分

横浜市の埋立処分は、内陸部にある神明台処分地と臨海部海面の南本牧廃棄物最終処分場の2か所で行っています。

神明台処分地においては、焼却工場で排出する焼却残さ及び不燃性の一般廃棄物などを埋立処分しています。環境対策として埋立ごみに覆土をその日のうちに実施するとともに、ガス排気管を設置して埋立ごみ層内のガスを速やかに排出し、地盤の安定化の促進を図っています。また、場内からの浸出水については排水処理施設を設置し、適正に浄化処理しています。

南本牧廃棄物最終処分場においては、焼却残さ等の一般廃棄物の他に産業廃棄物も埋立てしており、内陸部処分場と同じく排水処理施設を設置し、場内からの余水を浄化するなど環境保全対策に努めています。

なお、平成21年度は、神明台処分地第7次Ⅲ期埋立地と南本牧廃棄物処分場で埋立てを引き続き進めるとともに、南本牧ふ頭第5ブロック内の新規処分場について、平成26年度開設に向け、引き続き遮水護岸の地盤改良工事を施工します。

今後も、周辺環境に配慮し、安全で安定した埋立事業を進めていきます。

### 一般廃棄物埋立量

(単位:ト)

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
神明台処分地	30,757	29,631	143,289	114,475	115,381	124,789	112,889	102,665
南本牧処分場	276,252	274,042	142,422	108,257	51,990	26,975	17,534	12,500
計	307,009	303,673	285,711	222,732	167,371	151,764	130,423	115,165

#### (4) 焼却工場の余熱利用

横浜市内の5つの焼却工場（鶴見工場・保土ヶ谷工場・旭工場・金沢工場・都筑工場）から発生する蒸気は、蒸気タービン発電機により、発電に利用しています。さらに蒸気は、工場内の機器運転、冷暖房、給湯に利用し、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）へも供給しています。

発電電力は、工場内の機器運転、照明等に消費するほか、余剰電力を電気事業者に売却し、鶴見工場では北部第二水再生センター、北部汚泥資源化センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等に、旭工場では余熱利用施設に、金沢工場では南部汚泥資源化センター、余熱利用施設（リネツ金沢）、金沢シーサイドラインに、都筑工場では余熱利用施設・北部地域療育センターに供給しています。

売電電力量は、約4万9千世帯（瀬谷区相当）の電力を賄う量に相当します。また、売電収入はRPS法を活用し、電気分と環境価値分の売却により、平成20年度は約21億円となっており、熱エネルギーの有効活用と財源確保を図っています。

#### 平成20年度発電実績

（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所内消費量	売電電力量	余熱利用施設等
鶴見工場	93,077,870	35,546,305	53,941,123	3,590,442
保土ヶ谷工場	17,246,140	14,526,700	2,719,440	—
旭工場	43,624,622	16,284,600	26,797,792	542,230
金沢工場	110,765,590	50,112,070	58,909,630	1,743,890
都筑工場	53,792,900	20,405,560	30,812,568	2,574,772
計	318,507,122	136,875,235	173,180,553	8,451,334

注）鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター及び鶴見リサイクルプラザ消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

#### ※ RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）

新エネルギーの導入拡大を目的として、電気事業者が新エネルギー等から発電される電力量を一定量以上利用することを義務づけた法律です。RPS法の義務量の履行として、環境価値分を購入してもよいとされています。

（ごみ発電の内、生ごみや紙くずなどの生物由来の廃棄物の焼却分は風力発電などと同様に新エネルギーとして認められています。）

#### ※ 環境価値分

新エネルギーとして発電する際に電力とは別に発生する付加価値で、新エネルギーなど電気相当量と呼ばれており、電力の売却とは別に有価証券のように売買が可能です。

## (5) 廃棄物資源化技術の調査・研究

焼却灰の徹底した減量化・資源化を進め、埋立量の削減により、最終処分場の延命化を図っていくため、熔融処理により生産されるスラグについては道路下層路盤材以外の有効利用方法、また焼却灰については熔融以外のセメント原料等の有効利用方法の調査・研究を行っています。

## (6) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

## (7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

### 一般廃棄物処理業者数

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収集運搬業	103	103	103	105	105	102	114
処分業	4	5	8	9	10	10	12

## 5 環境にやさしい、きれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

### (1) クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーンタウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。

また、地域の清掃活動や美化活動などの自主的な取組を支援する「にぎわい空間パートナーシップ美化事業」を実施しています。

さらに、各区では、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動を行っています。

また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区の5地区を喫煙禁止地区に指定しています。喫煙禁止地区では職員が巡回し、違反者には2,000円以下の過料を適用しています。

#### 美化推進重点地区における活動状況（平成20年度）

	都 心 部	各 区
重 点 地 区 数	5か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区	20か所 (除く西・中区)  各区主要駅周辺
合 計 面 積	357 ha	572 ha
美 化 推 進 員 数	18 人	87 人
歩行喫煙者等への啓発指導	喫煙禁止地区において活動を実施	2,373 件
歩道清掃（清掃日数）	156日～208日	36日～169日

#### 喫煙禁止地区における活動状況（平成20年度）

喫煙禁止地区数	5か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 鶴見駅周辺地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区
合 計 面 積	21.2 ha
処 分 適 用 件 数	5,408 人

## (2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

### 不法投棄防止実績

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
夜間監視パトロールの実施	延 600 日	延 610 日	延 300 日	延 330 日	延 250 日
警報装置の設置	0 か所	2 か所	0 か所	1 か所	4 か所
防止立て看板の作成	160 本・脚有 205 枚・脚無 1300 枚・プラ	0 枚	290 本・脚有 290 枚・脚無	2,450 枚 (プラスチック製)	245 本・脚有 220 枚・脚無
※不法投棄処理	1,329 t	1,405 t	1,963 t	1,829 t	1,618 t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	474 t	425 t	413 t	350 t	187 t

※ 処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

## (3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

### 放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
発見・通報	1,180	857	777	543	285
委員会諮問	559	320	299	240	157
諮問不要	49	99	69	29	13
横浜市撤去	523	381	357	241	147
自主撤去	688	524	469	333	230

※ 撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。